

市町村独自報酬基準（平成21年4月施行分）

【夜間対応型訪問介護】

静岡市（静岡県）

〈夜間対応型訪問介護費Ⅰ〉

○ 夜間であっても、オペレーターが医療職（医師又は看護師）に連絡がとれる体制を整えること	100単位
○ 利用者の通報を受け、オペレーターが訪問介護員の訪問介護が必要であると判断した場合、通報から30分以内に当該利用者宅へ訪問介護員が到着できる体制を整えていること。	100単位 (対象者加算)
○ 3年以上の経験を有する訪問介護員を3名以上もしくは30%以上配置すること。	100単位

〈夜間対応型訪問介護費Ⅱ〉

○ 夜間であっても、オペレーターが医療職（医師又は看護師）に連絡がとれる体制を整えること	100単位
○ 利用者の通報を受け、オペレーターが訪問介護員の訪問介護が必要であると判断した場合、通報から30分以内に当該利用者宅へ訪問介護員が到着できる体制を整えていること。	100単位 (対象者加算)
○ 3年以上の経験を有する訪問介護員を3名以上もしくは30%以上配置すること。	100単位

【小規模多機能型居宅介護】

沼田市（静岡県）

〈利用者への直接的なサービスに関する項目〉

○ 介護従業者の総数のうち、介護職員基礎研修を修了した者、訪問介護員養成研修1級又は2級課程を修了した者の占める割合が50%以上である。	300単位
○ 要介護3以上に該当し、認知症高齢者等の日常生活自立度Ⅱの要介護利用者を受け入れている。（対象者加算）	200単位 (対象者加算)

〈地域への貢献等に関する項目〉

○ 登録者でない地域の住民が気軽に立ち寄れることができる仕組みを設けている。併せて地域住民との交流を図るため、地域住民が参加できる行事を月に1回以上開催している、または地域で開催される行事に月に1回以上参加している。	200単位
--	-------

新宿区（東京都）

〈地域への貢献等に関する項目〉

○ 登録者でない地域の住民が気軽に事業所に立ち寄ることができる仕組みを設けること（1月に1回以上地域住民も参加する事業の開催など）	200単位
---	-------

足立区（東京都）

〈利用者への直接的なサービスに関する項目〉

○ 認知症日常生活自立度Ⅰ及びⅡ（認知症加算対象者を除く）と判定された利用者を受け入れていること（当該要件の対象者のみ）。	300単位 (対象者加算)
○ 認知症介護実践リーダー研修修了者を1名以上配置していること。	300単位

藤沢市（神奈川県）

〈利用者への直接的なサービスに関する項目〉

○ 栄養士、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復士、あん摩マッサージ師）又は音楽療法士を配置しており、利用者に対する栄養相談、レクレーションメニュー等の策定に携わっていること。	200単位
○ 小規模多機能型居宅介護事業所における従業者のうち勤続1年以上の職員の割合が、常勤換算方法で90／100以上いること。	100単位
○ 6か月以上登録している利用者であって、充実した小規模多機能型居宅介護計画に基づいて提供されたサービスにより、認定更新等の結果、要介護状態の区分が軽くなった者であること。（対象者加算）	300単位 (対象者加算)

〈地域への貢献等に関する項目〉

○ 「地域の自治会町内会に加入」及び「こども110番」に登録し、登録者でない地域の住民が気軽に立ち寄ることができる仕組み（3箇月に1回の世代間交流イベント等の開催及び定期的に広報誌を発行し町内会等に回覧）を設けていること。	200単位
○ キャラバンメイト養成研修を受講した者を中心として、認知症の人やその家族を支援するための介護教室を年2回以上実施している又は実施を予定していること。	200単位

相模原市（神奈川県）

〈地域への貢献等に関する項目〉

○ 3月に1回以上家族でない地域住民と交流する行事を事業所が主催の下に開催し、かつ、1月に1回以上地域住民にサービスの提供状況や活動状況等を公表すること。	200単位
---	-------

静岡市（静岡県）

〈利用者への直接的なサービスに関する項目〉

○ 重度者への対応のため、通いサービスの基準以上（常勤換算1人以上）の介護職員を配置すること。	300単位
○ 下記①～⑤のいずれか1つを満たすこと ① 介護福祉士の資格を有する介護従業者を30%以上配置すること ② 3年以上の経験年数を有する介護従業者を20%以上配置すること ③ 認知症介護実践者研修修了者を30%以上配置すること ④ 認知症介護実践リーダー研修修了者を1名以上配置すること ⑤ 理学療法士、作業療法士または言語聴覚士を1名以上配置すること	300単位
※1 サービス提供体制強化加算を算定している場合は上記独自報酬①、②を算定しないものとする	
※2 2つ以上該当している場合であっても300単位のみの算定となる	

〈地域への貢献等に関する項目〉

○ 登録者でない地域の住民が気軽に立ち寄り、利用者と交流することができる仕組みを設けること（2月に1回以上地域住民も参加する行事の開催など）	300単位
--	-------

富士市（静岡県）

〈利用者への直接的なサービスに関する項目〉

○ 認知症高齢者等の日常生活自立度がⅡの利用者（認知症加算（Ⅱ）対象者を除く）を受け入れていること。	300単位 (対象者加算)
--	------------------

〈地域への貢献等に関する項目〉

○ 利用者のケアマネジメントにセンター方式（認知症の人のためのケアマネジメントセンター方式）を活用し、ケアを実施していること。ただし、初期加算が算定されている間は、算定しない。（対象者加算）	200単位 (対象者加算)
---	------------------

神戸市（兵庫県）

〈利用者への直接的なサービスに関する項目〉

○ 市が関与する中で、小規模多機能型居宅介護の事業者が事業者団体を組織し、定期的な小規模多機能型居宅介護事業所会議や研修会等を開催して、運営状況の報告や意見交換を行うと共に、事業やサービスに関する事例研修等に参加して事業者間の連携やサービスの質の向上を図っていること。	200単位
--	-------

〈地域への貢献等に関する項目〉

○ 登録者でない地域の住民が気軽に事業所に立ち寄ことができること及び登録者が地域住民主催の行事に参加することができる仕組みを設けていること（1月に1回以上地域住民も参加する行事の開催など）。	200単位
---	-------

和歌山市（和歌山県）

〈利用者への直接的なサービスに関する項目〉

<p>○ 独自報酬算定月の前月において、次に掲げるいずれかの基準に該当すること</p> <p>(1) 介護福祉士の資格を有する常勤の介護従業者を3人以上配置していること</p> <p>(2) 認知症介護実践者研修（実践者研修）、基礎課程を修了した常勤の介護従業者を5人以上配置していること</p> <p>ただし、(1)及び(2)についてサービス提供体制の加算申請をした場合は、該当しないものである。</p> <p>又、(1)及び(2)の条件を満たした場合であっても1月につき200単位を加算するものである。</p>	200単位
---	-------

<p>○ 独自報酬算定月の前月において、次に掲げる基準に該当すること</p> <p>(1) 要介護度4、5の利用者を全登録者の2割以上受け入れていること。</p>	200単位
---	-------

〈地域への貢献等に関する項目〉

<p>○ 独自報酬算定月の前月において、次に掲げるいずれの基準にも該当すること</p> <p>(1) 地域住民を対象とした介護教室など登録者でない地域住民が気軽に事業所に立ち寄ることができる行事等を開催していること。</p> <p>(2) 地域の集まりである自治会、婦人会、老人クラブ等や地域の活動である夏祭り、清掃活動、通学児童の見守り等に積極的に参加をおこなっていること。</p>	200単位
--	-------

笠岡市（岡山県） ※平成21年10月施行分の認定に伴い廃止

〈利用者への直接的なサービスに関する項目〉

<p>○ 日中の職員配置が配置基準以上の職員を配置している。（常勤換算法で1人以上）</p>	300単位
<p>○ 認知症高齢者等の日常生活自立度Ⅱの要介護利用者（認知症加算対象者を除く）を受け入れている。</p>	300単位 (対象者加算)
<p>○ 介護従業者の総数のうち、介護福祉士の占める割合が20%以上40%未満である。</p>	200単位

〈地域への貢献等に関する項目〉

<p>○ 地域ボランティアの受入れや地域・登録利用者家族等の介護相談及び介護サポーターの養成のための研修会を2月に1以上開催されており、地域支援体制が確保されている。</p>	200単位
---	-------

高松市（香川県）

〈利用者への直接的なサービスに関する項目〉

○ 2ヶ月に1回他の事業所との間で意見交換や事例検討、人事交流を行うなど、地域のネットワークを通じてサービスの質の向上を図っていること。	100単位
○ 要介護状態区分が要介護3以上である登録者であって、認知症高齢者等の認知症日常生活自立度Ⅱの登録者に対し、サービスを提供した場合（対象者加算）	200単位 (対象者加算)
○ サービス提供体制強化加算Ⅰを算定している場合であって、次に掲げる要件に該当する場合にそれぞれ算定する。 ① 介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が60%以上である場合 ② 看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が60%以上である場合 ③ 看護・介護職員の総数のうち、継続年数3年以上の職員の割合が30%以上である場合	200単位 200単位 200単位
○ サービス提供体制強化加算Ⅱを算定している場合であって、次に掲げる要件に該当する場合にそれぞれ算定する。 ① 介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が30%以上40%未満である場合 ② 看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が80%以上である場合 ③ 看護・介護職員の総数のうち、継続年数3年以上の職員の割合が30%以上である場合	200単位 200単位 200単位
○ サービス提供体制強化加算Ⅲを算定している場合であって、次に掲げる要件に該当する場合にそれぞれ算定する。 ① 介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が30%以上40%未満である場合 ② 看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が60%以上である場合 ③ 看護・介護職員の総数のうち、継続年数3年以上の職員の割合が50%以上である場合	200単位 200単位 200単位
○ サービス提供体制強化加算のいずれも算定していない場合であって、次に掲げる要件に該当する場合にそれぞれ算定する。 ① 介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が30%以上40%未満である場合 ② 看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が50%以上60%未満である場合	200単位 200単位

〈地域への貢献等に関する項目〉

○ 地域住民と合同での行事または介護教室を月1回以上開催し、地域との連携を図ること	100単位
---	-------

市町村独自報酬基準（平成21年10月施行分）

【夜間対応型訪問介護】

名古屋市（愛知県）

〈夜間対応型訪問介護費Ⅰ〉

○ 算定月の前月において次のいずれにも該当すること ア 1月に1回以上、ケアコール端末等を用いて利用者や利用者の家族と定期的に連絡を取るなど、利用者の状況を常に把握し、その状況を記録するなど以降のサービス提供に活用できる体制が整えられている。 イ サービス提供時の利用者の状態に関して、1月に1回以上定期的に、日中の訪問介護事業所を始め他の居宅サービス事業者との情報交換を行い、その結果を記録し以降のサービス提供に活用できる体制が整えられている。	100単位
○ オペレーションセンターにオペレーターとして医療職（医師又は看護師又は保健師）を配置し、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、在宅療養支援診療所を始めとする地域の医療・福祉関係者とネットワークを形成することで、利用者を24時間支える体制が整備されていること。	100単位
○ 算定月の前1年の間において、1回以上、利用者や家族に対してアンケート調査を実施し、提供するサービスに関する満足度の把握を行うとともに、サービスの改善に向けた課題を職員が話し合う場が1ヶ月に1回以上設けられていること。	100単位

〈夜間対応型訪問介護費Ⅱ〉

○ 算定月の前月において次のいずれにも該当すること ア 1月に1回以上、ケアコール端末等を用いて利用者や利用者の家族と定期的に連絡を取るなど、利用者の状況を常に把握し、その状況を記録するなど以降のサービス提供に活用できる体制が整えられている。 イ サービス提供時の利用者の状態に関して、1月に1回以上定期的に、日中の訪問介護事業所を始め他の居宅サービス事業者との情報交換を行い、その結果を記録し以降のサービス提供に活用できる体制が整えられている。	100単位
○ 管理者を中心に、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、在宅療養支援診療所を始めとする地域の医療・福祉関係者とネットワークを形成することで、利用者を24時間支える体制が整備されていること。	100単位
○ 算定月の前1年の間において、1回以上、利用者や家族に対してアンケート調査を実施し、提供するサービスに関する満足度の把握を行うとともに、サービスの改善に向けた課題を職員が話し合う場が1ヶ月に1回以上設けられていること。	100単位

【小規模多機能型居宅介護】

文京区（東京都）

〈利用者への直接的なサービスに関する項目〉

<input type="radio"/> 算定月の前月において、次のいずれにも該当すること。 ① 認知症介護実践リーダー研修を修了した常勤かつ専従の介護従業者を1人以上配置すること。 ② 認知症介護実践者研修修了者を2人以上配置すること。	300単位
--	-------

〈地域への貢献等に関する項目〉

<input type="radio"/> 算定月の前2月間において、次のいずれにも該当すること。 ① 運営推進会議を1回以上開催し、運営状況を報告すること。 ② 地域住民が参加できる行事を1回以上開催すること。	200単位
--	-------

板橋区（東京都）

〈利用者への直接的なサービスに関する項目〉

<input type="radio"/> 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従事者の職務に従事する看護職員を常勤換算で1名以上配置していること。（ただし、看護職員配置加算（Ⅰ）または看護職員配置加算（Ⅱ）を算定している場合は、本基準は算定しない）	300単位
---	-------

<input type="radio"/> 認知症日常生活自立度Ⅰ及びⅡ（認知症加算対象者を除く）と判定された利用者を受け入れていること。	200単位 (対象者加算)
---	------------------

<input type="radio"/> 認知症介護実践リーダー研修・認知症介護指導者養成研修・認知症介護実務者研修専門課程のいずれかを修了している者を1名以上配置していること。 または、認知症介護実践者研修・認知症介護実務者研修基礎課程のいずれかを修了している者を3名以上配置していること。	200単位
--	-------

〈地域への貢献等に関する項目〉

<input type="radio"/> 前年度の実績として、利用者と地域住民との交流を中心とした、地域ボランティアを年4回以上受入れていること。 または、地域住民と合同での行事を年4回以上開催していること。 または、地域住民及び利用者の家族向けの介護教室を年4回以上開催していること。	200単位
--	-------

練馬区（東京都）

〈利用者への直接的なサービスに関する項目〉

○ サービス提供体制強化加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲをいずれも算定していない場合であって、つぎのいずれにも該当すること。 ① すべての小規模多機能型居宅介護従業者に対し、個別の研修計画を作成し、研修を実施または実施を予定していること。 ② 利用者に関する情報や留意事項の伝達又は小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催していること。 ③ 小規模多機能型居宅介護従業者（看護師又は准看護師である者を除く。）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上あること。	200単位
○ 訪問サービスの提供に当たる介護従業者を常勤換算で1.5名以上配置していること。	300単位

〈地域への貢献等に関する項目〉

○ つぎの①および②または③に該当すること。 ① 算定月の前2月において、運営推進会議を1回以上開催し、運営状況を報告するとともに、他の事業者との間で意見交換を行う場を設けるなど、地域のネットワークを通じてサービスの質の向上を図ること。 ② 算定月の前2月において、1回以上地域住民も参加する行事を開催し、登録者でない地域の住民が気軽に立ち寄ることができる仕組みを設けること。 ③ 算定月の前1年において、地域住民を対象に、自主事業として、認知症サポートー養成講座や介護者教室、またはそれに類似する介護者支援事業を3回以上実施していること。 ※ 新たに加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも2月（③の場合1年）以内に実施することが計画されていることをもって足りるものとする。	300単位
--	-------

○ つぎのいずれにも該当すること。 ① 算定月の前1年において、地域の町会・自治会、学校応援団の活動、福祉の体験学習の受け入れ等、地域活動に積極的に参加していること。 ※ 新たに加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも1年内に参加することが計画されていることをもって足りるものとする。 ② 算定月の月末において、ひまわり110番（こども110番）に登録し、地域における児童、生徒の緊急避難所となっていること。	200単位
---	-------

辰野町（長野県）

〈利用者への直接的なサービスに関する項目〉

○ 認知症高齢者等の日常生活自立度がⅡの利用者（認知症加算（Ⅱ）対象者を除く）を受け入れていること。（対象者加算）	300単位
○ 独自報酬算定月の前月において、次に掲げるいずれかの基準に該当すること。 （1）介護福祉士の資格を有する常勤の介護従事者を3人以上配置していること。 （2）認知症介護実践者研修を修了した常勤の介護従事者を5人以上配置していること。	200単位

名古屋市（愛知県）

〈利用者への直接的なサービスに関する項目〉

○ 訪問サービスに主に従事する介護従業者を配置するとともに、小規模多機能型居宅介護計画に通いサービス及び訪問サービスが計画されていない日において、電話による安否確認の実施により在宅での生活の支援を行った場合。	200単位
○ 栄養士、機能訓練指導員、歯科衛生士を配し、利用者に対する栄養指導、機能訓練、口腔機能の維持・向上等に関する指導を行った場合。	200単位
○ 算定月の前1年の間において、1回以上、利用者や家族に対してアンケート調査を実施し、提供するサービスに関する満足度の把握を行うとともにその結果を公表し、サービスの改善に向けた課題を職員が話し合う場を1ヶ月に1回以上設け、その内容を運営推進会議に報告していること。	200単位

〈地域への貢献等に関する項目〉

○ 算定月の前月において、1月に1回以上、地域住民も参加する行事を開催するなど、登録者でない地域の住民も気軽に事業所に立ち寄ができる仕組みが設けられ、地域住民との交流が図られている。	200単位
○ 算定月の前月において、介護相談窓口の設置、介護教室の開催、「こども110番の家」への登録など地域生活を支援する体制が作られている。	200単位

御坊市（和歌山県）

〈利用者への直接的なサービスに関する項目〉

- | | |
|---|-------|
| ○ サービス提供体制強化加算Ⅰを算定している場合であって、なおかつ、介護従業者の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上である。 | 300単位 |
| ○ 日中の時間帯において、人員配置基準上必要な介護従業者の数に、常勤換算方法で1を加えた数以上の介護従業者を配置している。 | 300単位 |
| ○ 認知症高齢者等の日常生活自立度Ⅱの要介護利用者（認知症加算利用者を除く。）を受け入れている。（対象者加算） | 200単位 |

〈地域への貢献等に関する項目〉

- | | |
|---|-------|
| ○ 登録者でない地域の住民が気軽に立ち寄ることができる仕組みを設けており、算定月の前月において、地域住民が参加できる行事を月に1回以上開催している、または地域で開催される行事に月に1回以上参加している。 | 200単位 |
|---|-------|

笠岡市（岡山県）

〈利用者への直接的なサービスに関する項目〉

- | | |
|---|-------|
| ○ 介護従事者（看護師又は准看護師を除く。）の総数のうち、訪問介護員養成研修1級又は2級課程を修了した者、介護職員基礎研修を修了した者、介護福祉士の占める割合が65%以上であること。（サービス提供体制加算Ⅰを算定する場合については、介護福祉士数を総数及び資格者総数からはずす。） | 300単位 |
| ○ 認知症高齢者等の日常生活自立度Ⅱの要介護利用者（認知症加算対象者を除く。）を受け入れている。（対象者加算） | 300単位 |
| ○ 認知症介護実践者研修（旧基礎課程含む）を修了した介護従事者を5人以上配置している。 | 100単位 |
| ○ 看護師及び准看護師を常勤換算方法で1以上配置している。（看護師配置加算を算定する場合は加算対象からはずす。） | 100単位 |

〈地域への貢献等に関する項目〉

- | | |
|---|-------|
| ○ 算定月の前2月間において、次のいずれかに該当していること。
① 地域ボランティアの受入れを実施している。
② 地域住民又は登録者の家族等に対する介護相談の場を設けている。
③ 介護サポーター養成のための研修会を開催している。 | 200単位 |
|---|-------|

市町村独自報酬基準（平成22年4月施行分）

【小規模多機能型居宅介護】

千代田区（東京都）

〈利用者への直接的なサービスに関する項目〉

○ 認知症高齢者等の日常生活自立度がⅡの利用者（認知症加算（Ⅱ）対象者を除く）を受け入れていること。（対象者加算）	300単位
○ サービス提供体制強化加算を算定している場合であって、次のいずれかに該当すること。 ① 介護従事者（看護師又は准看護師を除く。）の総数のうち、介護福祉士、介護職員基礎研修を修了した者又は訪問介護員養成研修1級若しくは2級課程を修了した者の占める割合が80%以上であること。 ② 介護従事者の総数のうち、常勤の職員の占める割合が80%以上であること。	300単位

加賀市（石川県）

〈利用者への直接的なサービスに関する項目〉

○ 独居の利用者に対して、サービスの提供を行っていること。（対象者加算）	200単位
○ 利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者にかかる必要な情報を、入院してから遅くとも7日以内に提供していること。（対象者加算）	100単位
○ 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設（以下「病院等」という。）へ入院又は入所していた者が小規模多機能型居宅介護を利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、サービス提供を行っていること。（対象者加算）	300単位

大阪市（大阪府）

〈利用者への直接的なサービスに関する項目〉

○ 認知症高齢者等の日常生活自立度Ⅱの要介護利用者（認知症加算（Ⅱ）利用者を除く。）を受け入れていること。（対象者加算）	300単位
○ 日中の時間帯において、人員配置基準上必要な介護従業者の数に、常勤換算方法で次の数の介護従業者を配置している場合、それぞれ次に掲げる所定単位数を加算する。 ① 1をえた数以上の介護従業者を配置していること。 ② 0.5以上1未満をえた数の介護従業者を配置していること。	300単位 200単位
○ 事業を開始してから2年以上4年未満の指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、算定月までの間、登録者の数が登録定員の80%に満たない指定小規模多機能型居宅介護事業所であること。（登録者の数が過去に1度でも登録定員の80%以上となったことのある事業所については、その後80%を下回った場合であっても、当該加算の算定はできない。）	200単位

〈地域への貢献等に関する項目〉

○ 次のいずれにも該当すること。 ア 算定月の前3ヶ月の間に1回以上、より良いサービス提供ができるよう指定小規模多機能型居宅介護事業所の連絡会等（本市に対して会議内容等の報告を行っているものに限る）に参加していること。 イ 指定小規模多機能型居宅介護事業所が、地域住民も気軽に立ち寄れる仕組みをつくり、算定月の前1ヶ月の間に1回以上、当該事業所が地域との交流事業を開催するか、地域住民等による地域行事に参加していること。	200単位
--	-------